

第7号様式

施行規則で定めた様式です。
川崎市以外の様式では受理
できません。

役員報酬規程等提出書

登記事項証明書の
所在地を記載

令和7年 6月 ×日 (宛先) 川崎市長	主たる事務所の 所在地	〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町2341番地 電話番号 (044) 200-XXXX FAX番号 (044) 200-XXXX
	(フリガナ)	トクエイエイカツウハウジン カワサキキョウホネットワーク
	法人名称	特定非営利活動法人 かわさき環境保護ネットワーク
	(フリガナ)	カハラ ユメタロウ
	代表者氏名	中原 夢太郎
	事業年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

登記事項証明書の
法人の名称及び
代表者の氏名を記載
※代表者氏名の欄に
法人印は不要

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例第11条第1項の規定に基づき、次の書類を提出します。

1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（所轄庁が川崎市長である認定特定非営利活動法人を除く。）

※ 既に川崎市に提出している規程の内容に変更がない場合は、提出不要です。

2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類（所轄庁が川崎市長である認定特定非営利活動法人を除く。）

資金・資産の譲渡・寄附金等明細書
(第5号様式)

（川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例第10条第2項第3号に定める事項を記載した書類（資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。））

- (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- (2) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - イ 役員等との取引
- (3) 寄附者（当該指定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- (4) 役員等に対する報酬又は給与の状況
 - ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イに係る部分を除く。）
 - イ 給与を得た職員の総数及び総額
- (5) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

3 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例第4条第1項第2号から第7号まで（認定特定非営利活動法人にあっては、同項第5号）に掲げる基準に適合している旨及び同条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

4 事業報告書等（所轄庁が川崎市長である場合を除く。）

1 記載要領（第7号様式）

項目	記載要領	備考
「主たる事務所の所在地」 「法人名称」 「代表者氏名」各欄	登記事項証明書に記載されている情報を各欄に記載してください。	電話番号及びFAX番号については、公開の番号を記載してください。 代表者が複数名いる場合は、全ての代表者の氏名を記載してください。

2 注意事項

- この提出書は、本市の指定NPO法人が、基準条例第11条第1項の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に基準条例第10条第2項に掲げる書類を川崎市に提出する際に使用します。
- 提出書類の様式について
 - ・「2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類」については、「資金・資産の譲渡・寄附金等明細書（第5号様式）」を使用してください。
 - ・「3 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例第4条第1項第2号から第7号までに掲げる基準に適合している旨並びに同条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、申出書の添付書類としての「基準等チェック表」の第3表、第3表付表1、監査証明書又は第3表付表2、第4表、第5表、第6表、第7表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第3表の「年月日～年月日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。
- 過去に役員報酬規程等提出書に添付して提出した規程の内容に変更がない場合、「1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」は提出不要です。改正等により規程の内容に変更が生じた場合は改正後の規程を提出してください。